

林野火災予防を目的とした規制（案）に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和7年12月18日（木曜日）から令和8年1月19日（月曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 3名

意見の件数 15件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
2 規制の概要 (案) (3) 林野火災に関する注意報の新設 (4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の新設 3 発令基準等	注意報・警報が発令された際、市民が「今、制限がかかっている」ことを即時に知るための具体的な伝達手段を明記すべきです。	伝達方法については、市ホームページへの掲載のほか、防災行政無線、SNS、メール配信等を検討しており、林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準等を定める消防本部告示において明記する予定です。
2 規制の概要 (案) (5) たき火の明確化及び届出対象期間・区域の指定の整備	「たき火」の定義を明確にし、家庭の庭での小規模な火の取り扱いや、バーベキューコンロ等の使用が制限・届出の対象に含まれるのかを具体例を明示すべきです。	「たき火」とは、消防法令上、「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいいます。 今後、市ホームページ等で具体例を掲載して広報いたします。
2 規制の概要 (案) (2) 屋内での裸火の使用に係る制限の見直し	制限を廃止した後の、屋内での安全確保に関する普及啓発について方針を示すべきです。	廃止予定の規定は、条例制定当時における、囲炉裏、暖炉等の使用を想定したものですが、近年の自動消火機能付きガステーブルやIHクッキングヒーター等の普及を踏まえて見直すものです。 ただし、屋外に火の粉が出るよう

		な場合には、これまでどおり、窓・出入口等を閉鎖するなどの対応をお願いしてまいります
3 発令基準等	発令基準だけでなく、「どのような状態になれば解除されるのか」についても規程またはガイドライン、チェックポイントを設けるべきです。	林野火災注意報又は林野火災警報を発令した際、気象状況が発令基準に該当しなくなった場合に速やかに解除することを検討しています。 この発令基準及び解除基準については、消防本部告示において定める予定です。
2 規制の概要 (案) (5) たき火の明確化及び届出対象期間・区域の指定の整備	「指定しない（＝市内全域が対象）」とする場合、市街地（ビル街や密集住宅地）においても、林野火災を目的とした厳しい規制が一律に適用されることになります。地域の特性に応じた柔軟な運用を検討すべきではないでしょうか。	御指摘いただいた「指定しない予定」の事項については、林野火災注意報又は林野火災警報を発令した際の制限区域ではなく、「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」の対象となる期間及び区域となります。 「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」について対象となる期間及び区域を指定した場合、指定した期間及び区域以外は届出が不要となり、火災と紛らわしい行為等を消防機関が事前に把握することができなくなります。本市においては、山林地域が少なく、林野火災よりも枯草等の火災が多く発生していること等を総合的に判断し、届出の対象となる期間及び区域を指定しない予定としています。 林野火災注意報又は林野火災警報の発令時における火の使用制限の対象区域については、国の示す区域指定の方法の例に基づき、森林法第5条の規定による埼玉地域森林計画の対象区域を指定すること

		を検討しています。
2 規制の概要 (案) (3) 林野火災に関する注意報の新設 (4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の新設 その他	キャンプ場や公園等でのレジャー利用と、火災注意報発令時の「火の使用制限」の運用ルールを、観光・公園部門と消防部門で統一して周知すべきです。	林野火災注意報及び林野火災警報は、林野火災の予防上注意を要する気象状況や危険な気象状況になった際に火災予防を目的として発令するものです。 のことから、制度の開始については市民の皆様に御協力いただきたいと考えています。 今後、市ホームページ等で広報いたします。 また、御意見は関係課と情報共有を行うとともに連携を図ってまいります。
全体 その他	縦割り規則行政になることなく、別途、熊谷市の緑の基本計画で「保全」を推奨する民有林や樹林地において、火災予防の観点からの「適切な管理（下草刈り等）」が義務や支援としてセットで語られるべきです。	貴重な御意見として、関係課と情報共有を図るとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。
全体 その他	条例で火の使用を制限するだけでなく、緑の基本計画側と共有、連携することで「燃えにくい樹種の選定」や「防火帯としての配置」を具体化し、構造的に火災に強い街づくりを進めるべきです。	貴重な御意見として、関係課と情報共有を図るとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。
全体 その他	緑の基本計画で推進している『緑の利活用（キャンプ等）』や『生物多様性のための保全』が、今回の火災予防条例改正による『厳しい規制』によって阻害されないよう、部局間で連携した運用ガイドラインを作成してください。特に、注意報発令時に市民がどのような代替手段を取れるのか、あるいは所有者がどのような管理をすれば火災リスクを下	林野火災注意報及び林野火災警報は、林野火災の予防上、危険な場合に火災予防を目的として発令されますので、御理解をいただきたいと存じます。 また、発令中の代替手段等につきましては、関係課と情報共有を図るとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。

	げられるのか、具体的な『啓発と支援』を緑の推進施策とセットで提示することを望みます。	
3 発令基準等	対象区域の地図を事前に公開し、更新ルール（いつ見直すか）も示してほしい。	<p>林野火災注意報又は林野火災警報の発令時における火の使用制限の対象区域については、国の示す区域指定の方法の例に基づき、森林法第5条の規定による埼玉地域森林計画の対象区域を指定することを検討しており、消防本部告示において定める予定です。</p> <p>この対象区域については、制度内容と併せて市ホームページ等で広報いたします。</p> <p>対象区域の見直し時期に関してルール化することは考えておりませんが、埼玉地域森林計画の更新など必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>
3 発令基準等	別規程を策定・改定する際も、事前公表、理由の説明、改定履歴の公開をルール化してほしい。	<p>発令基準については、2 規制の概要（案）（3）林野火災に関する注意報の新設及び（4）林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の新設に関する事項で記載しています。これは、国の示した発令指標の設定例に基づくものです。</p> <p>発令基準及び火の使用制限の対象区域については、消防本部告示において定める予定です。</p> <p>また、市ホームページの「熊谷市例規集」に掲載されますので、そこから改正履歴等を確認することができます。</p>
2 規制の概要（案） （5）たき火の明確化及び届	熊谷の実態に合わせて、まずは繁忙期（例：乾燥期）に限定し、効果検証後に拡大を検討してはどうか。	届出については、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に「たき火」が含まれることを明確化するもので、従来の

出対象期間・ 区域の指定の 整備		<p>規制内容と変わるものではありません。</p> <p>この届出は、火災と紛らわしい行為等を消防機関が1年を通して事前に把握することを目的としたものであり、本市においては、山林地域が少なく、林野火災よりも枯草等の火災が多く発生していること等を総合的に判断し、届出の対象となる期間及び区域を指定しない予定としています。</p>
2 規制の概要 (案) (5) たき火の明確化及び届出対象期間・ 区域の指定の 整備	<p>“やっていい焼却／ダメな焼却”の具体例をQ&Aで示し、代替手段（回収、堆肥化、チップ化等）の案内も同時にやってほしい。</p>	<p>野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」において原則禁止されており、公益や慣習上等の理由により禁止行為から除外されている焼却も林野火災注意報及び林野火災警報発令時の規制の対象となります。</p> <p>バーベキューコンロ、七輪及びガス器具等の火を使用する設備器具の通常使用については、たき火としては規制の対象外となります。が、設備器具を用いた場合でも、本来の使用方法によらない場合や火の粉が飛散する場合等は規制の対象となります。</p> <p>今後、市ホームページ等で広報いたします。</p>
3 発令基準等	<p>林野火災注意報及び林野火災警報に関する発令基準及び対象区域を、熊谷市火災予防条例とは別の規程で定める予定とする理由をお伺いしたいです。</p>	<p>条例は市の大きな基準や方針を定めるもので、発令基準、対象期間及び火の使用制限の対象区域等の具体的な事項や手順については消防本部告示で定めることを予定しています。</p> <p>発令基準については、2 規制の概要（案）（3）林野火災に関する注</p>

		<p>意報の新設及び(4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の新設に関する事項で記載しています。これは、国の示した発令指標の設定例に基づくものです。</p> <p>火の使用制限の対象区域については、国の示す区域指定の方法の例に基づき、森林法第5条の規定による埼玉地域森林計画の対象区域を指定することを検討しています。</p>
2 規制の概要 (案) (5) たき火の明確化及び届出対象期間・区域の指定の整備	<p>たき火の届出対象期間及び区域（予定）は、年間を通して市内全域を対象とする予定と記載されていますが、たき火の申請が簡単にできるのか、市民への周知徹底ができるのかなどが不透明なまま通年・市内全域に設定することは、必要以上にルールが厳しくなり制度の運営に悪影響を及ぼすのではないかでしょうか。</p>	<p>たき火（火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為）の届出について、届出の対象となる期間や区域を指定しない場合も従来の規制内容と変わるものではありません。</p> <p>この届出は、火災と紛らわしい行為等を消防機関が1年を通して事前に把握することを目的としたもので、本市においては、山林地域が少なく、林野火災よりも枯草等の火災が多く発生していること 등을総合的に判断し、届出の対象となる期間及び区域を指定しないことを予定しています。</p> <p>届出については、書面による窓口への提出のほか電子申請でも可能です。今後、市ホームページ等で制度内容と併せて広報いたします。</p>